

## 山形県スキー連盟総務本部規程

(平成13年11月3日制定)

(平成14年5月25日改定)

(平成26年11月8日改定)

(平成27年10月3日改定)

(令和6年7月3日改定)

第1条 山形県スキー連盟規約（以下「規約」という）第13条に基づき山形県スキー連盟に総務本部を置く。

（任 務）

第2条 総務本部は、山形県スキー連盟の事業を円滑に推進するため、理事会の答申を受け業務を処理する。

（組 織）

第3条 前条の任務を遂行するため、次の部を置く。

1 庶 務 部

- ① 評議員会、理事会等の開催日程、提出案件の取りまとめ及び諸記録の整理保管に関する事。
- ② 加盟団体（SAJ、東北ブロック）との事務連絡に関する事。
- ③ SAJ理事、評議員推薦に関する事。
- ④ 規約、規程等の原案作成に関する事。
- ⑤ 会報の編集及び広報活動に関する事。
- ⑥ 他本部に属さない事項の処理に関する事。

2 経 理 部

- ① 予算、決算に関する事。
- ② 加盟団体の登録料及び、負担金の収納に関する事。
- ③ 事業収入、補助金、寄付金等の収納に関する事。
- ④ 契約事務に関する事。
- ⑤ 事業執行に伴う出納事務に関する事。
- ⑥ その他、経理事務に関する事。

3 審 査 部

- ① 加盟団体の資格審査に関する事。
- ② 会員、加盟団体及び、関係団体等の表彰に関する事。
- ③ 公認資格取得候補者の資格審査に関する事。
- ④ その他資格審査及び調査に関する事。
- ⑥ 顧問、参与等の役職に関する事。

（役員及び委員等）

第4条 総務本部には、本部長、副本部長、及び前条の各部に部長、副部長、委員を置く。

2 本部長、副本部長は理事の中から会長が選任し、理事会で決定する。部長、副部長、委員は本部長が選任し会長が委嘱する。

3 前2項の役員及び委員の任期は、理事の任期に準ずるものとする。

4 任期中、欠員または職務遂行に不都合の生じた場合は、適宜これを補充し交代することができる。

（会 議）

第6条 総務本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（内 規）

第7条 総務本部内規については、別に定めることができる。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. 本規約は令和6年7月3日改正施行する。但し、第4条2は次回改選より適用する。